

# 令和8年度 京都市立下京渉成小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

### (1) 目的

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」には、学校いじめの防止等基本方針を策定することの意義を次の通り示している。

○学校いじめの防止等基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

○いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒とその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

○いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

これを受け、本いじめの防止等基本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条及び同法を受けて平成26年10月10日に施行した「京都市いじめの防止等に関する条例」第10条に基づき、本校におけるいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

1. 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切に作る心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育てていく。

2. いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処していく。

3. いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援を行っていく。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 下京渉成小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任 生徒指導部担当教員 スクールカウンセラー

ウ 開催時期 定例会議は、第月曜日に開催（緊急事態の場合は、この限りではない）

エ 委員会として取り組む内容

- ・年度当初の朝会で児童に、懇談会で保護者に周知
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
- ・生徒指導の三機能「チェックリスト」結果の共有
- ・いじめのアンケート、クラスマネジメントシートの共有

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・4月、10月、2月に行う生徒指導研修会時に実施する。
- ・内容は、「下京涉成小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」「生徒指導の三機能チェックリストの共有」

### 3 学校いじめ防止プログラム 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・少人数授業の推進。
- ・教科担任制の積極的な導入。
- ・自主学習プリントの工夫。
- ・全ての児童が主体的に言葉に向かい、確かに伝え合う子・対話する子の育成。

## イ 道徳教育の充実

- ・「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。下京署との連携。
- ・全校で取り組む、月一回の「なかまの日」による人権教育の実施。

## ウ 体験活動の充実

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。
- ・子ども達に達成感を味わわせる学校部活動の推進。

## エ 児童が自主的に行う活動の充実

- ・学校内人権月間、週間での児童による「いじめ」撲滅キャンペーン。
- ・児童会主催の人権集会や生徒指導に関する月間目標の実施。
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・縦割り活動による児童相互の人間関係づくり。
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示。
- ・下京中学校ブロックでの小中合同の挨拶運動。

## オ 児童へのはたらきかけ

- ・人権集会の中でのいじめに関する児童の劇や職員劇の発表。
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・学校だより、学級通信等の有効活用。

## カ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観。
- ・学校説明会の中での「学校いじめ防止基本方針」の発信。

## キ 各学年のいじめ対策委員

- ・低、中、高学年、管理職それぞれに対策委員メンバーを設置。保護者や児童にそのことを認知してもらえるように情報を伝える機会をつくる。

## ク その他

- ・年度途中における取組の結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ①児童に対する定期的な調査

#### ア) アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・年2回、クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

#### イ) 教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・SC・SSWとの連携による教育相談

### ②相談体制の整備

- ・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

### ③その他

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。
- ・学年会やそれぞれの部会での、児童理解の時間の確保。

## (3) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」「確認」「調整」の徹底。
- ・具体的な事例を用いた教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

## (4) インターネット、G I G A端末を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用した地域への啓発。
- ・G I G A端末を使用する時の、きまりとモラルの徹底。

## 4 いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。  
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。

- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。
- ※別紙フローチャート図参照

## 5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
    - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
    - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ＜学校が調査主体の場合＞
- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
  - ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
  - ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
  - ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
  - ・調査結果を踏まえた必要な措置。
  - ・同種の事態発生防止に必要な取組の推進。
- ＜京都市教育委員会が調査主体の場合＞
- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

## 6 年間計画（予定）

月	対策会議（いじめ対策委員会）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	職員会議 「学校いじめの防止等基本方針」の共有 「年間計画と役割の明確化」 生徒指導研修会 「いじめ等 温かく見守りたい児童の確認」 「学級経営方針の交流会」 いじめ対策委員会① ・「校内体制や組織的対応の共有」 ・「児童・保護者への広報について」 生徒指導の三機能 「チェックリストの活用①」	・学級開き ・生徒指導に関する「月間目標」の設定「気持ちの良いあいさつ」 ・全校放送で児童に「いじめ対策委員の紹介」 なかまの日（個性を生かして1） 5年非行防止教室	・前年度のアンケートの結果を学年で共有（2～6年）	・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発 ・家庭訪問週間
5	いじめ対策委員会② ・「記名式アンケートの実施に向けて」	憲法月間の講和の中で、いじめの問題について話す 1年生を迎える会 6年修学旅行 生徒指導に関する「月間目標」の設定 たてわりあそび		・憲法月間「学校だより」で啓発 ・全校放送で校長から啓発 ・家庭訪問週間
6	いじめ対策委員会③ ・いじめアンケート・教育相談の結果の共有 ・クラスマネジメントシートの実施に向けて	なかまの日（おとなりの国1） たてわりあそび 生徒指導に関する「月間目標」の設定	・第1回いじめに関するアンケートの実施 ・教育相談週間	・学校運営協議会で説明

7	いじめ対策委員会④ ・学校評価の実施に向けて 小中連携で実施する生徒指導部による研修会 生徒指導の三機能 「チェックリストの活用②」	なかまの日（個性を生かして2） 5年花背山の家宿白学習 たてわりあそび 生徒指導に関する「月間目標」の設定	第1回クラスマネジメントシートの実施 学校評価の実施	個人懇談会
8	いじめ対策委員会⑤ ・クラスマネジメントシートの結果の共有 ・「いじめ」に特化した研修会① ・学校評価の結果の共有 小人権集会参加	地域パトロール		
9	いじめ対策委員会⑥ ・未然防止に向けた取組の確認	なかまの日（命の大切さ） たてわりあそび 生徒指導に関する「月間目標」の設定		・授業参観学級懇談会
10	いじめ対策委員会⑦ ・いじめアンケートの実施に向けて 生徒指導研修 「いじめ等、温かく見守りたい児童の確認」 「学級経営方針の見直し」	なかまの日（人権目標を決めよう） 運動会 たてわりあそび 生徒指導に関する「月間目標」の設定		・学校だより・HPIによる学校評価公表 ・学校運営協議会で説明
11	いじめ対策委員会⑧ ・学校評価の実施に向けて	なかまの日（おとなりの国2） 学習発表参観日 たてわりあそび 生徒指導に関する「月間目標」の設定	第2回いじめに関するアンケートの実施	
12	いじめ対策委員会⑨ ・いじめアンケートの結果の共有 生徒指導の三機能 「チェックリストの活用③」	なかまの日（人権目標を振り返る） 人権週間・人権朝会 たてわりあそび 生徒指導に関する「月間目標」の設定	教育種別週間 学校評価の実施	個人懇談会
1	いじめ対策委員会⑩ ・学校評価の結果の共有	なかまの日（男女平等） たてわりあそび 生徒指導に関する「月間目標」の設定		
2	いじめ対策委員会⑪ ・今年度の反省と次年度への課題 ・いじめ防止プログラムのPDCAサイクルでの見直し	なかまの日（国際理解） たてわりあそび 生徒指導研修 生徒指導に関する「月間目標」の設定		・学校だより・HPIによる学校評価公表 ・新1年入学説明会、半日入学 ・学校運営協議会での共有
3	いじめ対策委員会⑫ ・次年度の基本方針の確認 生徒指導の三機能 「チェックリストの活用④」	なかまの日（1年間の振り返り） 生徒指導に関する「月間目標」の設定 6年生を送る会	各学年末集会（規範と自律）	授業参観・学級懇談会

※年間予定のため、予定を変更する場合があります。

■いじめの防止等のための取組を上表のスケジュールにより実施する。課題に応じて年度途中で計画の見直しを行う。年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ①「年間の取組の見直し」（PDCAサイクル 8月 12月 3月） ②「いじめに関するアンケート」  
③「いじめの防止等の対策のための組織の会議」 ④「校内研修」 ⑤「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）  
⑥「個別面談」「教育相談」 ⑦生徒指導の三機能「チェックリストの活用」

